

写

25高私参第8号
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官
牛尾 則 文

(印影印刷)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日付け文部科学省令第15号）」については、同日付け25文科高第90号により、その趣旨、内容の概要等について通知したところです。このたび、下記のとおり、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要と考えられる会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すこととしましたので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

記

I 用語の定義等

改正後の学校法人会計基準（以下「新基準」という。）において用いられている用語の定義等については、次のとおりとする。

1. 教育

新基準第5条、第14条の2、第15条及び第30条に規定する「教育」とは、改正前の学校法人会計基準と同様、研究も含むものとする。

2. 活動区分資金収支計算書

(1) 教育活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。

- ② 「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。
- ③ 「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。

(2) 施設整備等活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② 「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。
- ③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。
- ④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。
- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。

(3) その他の活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、新基準第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。
- ③ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。
- ④ 「(何)引当特定資産取崩収入」の次の項の「(何)」には、「貸付金回収収入」、「預り金受入収入」その他これらに類する収入が該当する。
- ⑤ 「収益事業元入金支出」の次の項の「(何)」には、「貸付金支払支出」、「預り金支払支出」その他これらに類する支出が該当する。

3. 事業活動収支計算書

(1) 教育活動収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。

(2) 教育活動外収支

- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動外収支」とは、経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは資金調達及び資金運用に係る活動をいう。

(3) 特別収支

- ① 新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② 特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。
「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。
- ③ 平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。

(4) 表「(参考)」

新基準第5号様式に定める「(参考)」の表中の「事業活動収入計」には「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示するものとする。なお、予算欄については、「予備費」の未使用額を含めるものとする。

4. 過年度修正額

「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。

- (1) 資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。
- (2) 活動区分資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、「その他の活動による資金収支」に小科目「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。

II 固定資産の評価等の会計処理の取扱い

固定資産の評価等の会計処理の取扱いは、次のとおりとする。

1. 固定資産の評価

近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

- (1) 学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用するこ

とをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。

- (2) この損失の処理科目は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「資産処分差額」に小科目「有姿除却等損失」等を設けて表示するものとする。
- (3) 貸借対照表の資産計上額から除いた固定資産に対応する基本金（備忘価額を含む）は取崩しの対象としなければならない。

2. 有価証券の評価換え

有価証券については、取得価額で評価しているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしている（第27条）が、従来その具体的な取扱いが明確ではなかった。このため、具体的な処理の基準を示すこととする。

- (1) 当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格（以下「市場価格」という。）がある場合は、それを時価とするものとする。市場価格のない有価証券のうち、債券等については当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額を時価とするものとする。
これらの時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。
- (2) 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額（一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額）を時価とみなすものとし、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

Ⅲ 注記事項の追加等

注記事項の追加等は、次のとおりとする。

なお、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」における別添2「注記事項記載例」について、その後に発出された平成20年9月11日付け高私参第2号「リース取引に関する会計処理について（通知）」、平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」、及び本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添のとおりとなるので参考とされたい。

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

新基準第4号様式の（注）3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、以下の例を参考に「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載するものとする。

(注記例)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位：円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計－支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

(注) 該当する項目のみに数値を記入する。

2. 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

- (1) 新基準第34条第7項に定める「当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合」には、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金	
現金預金	×××円
有価証券(※1)	×××円
〇〇特定資産(※2)	×××円
計	×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

また、該当しない場合には、以下の例を参考に注記する。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

(2) 「第4号基本金に相当する資金」とは、現金預金及びこれに類する金融商品とするものとする。この現金預金とは貸借対照表上の現金預金であり、これに類する金融商品とは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めないものとする。

3. 「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の追加

新基準第34条第8項に定める「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」で示した9項目に、以下の(1)及び(2)に示す注記事項を加え、これらについて重要性があると認められる場合には記載するものとする。

(1) 有価証券の時価情報に係る注記

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記するものとする。

① 改正前の学校法人会計基準における有価証券の時価情報の注記に加えて、保有する有価証券の種類ごとの情報について、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)×××
株式	×××	×××	(△)×××
投資信託	×××	×××	(△)×××
貸付信託	×××	×××	(△)×××
その他	×××	×××	(△)×××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものとする。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「○」を記入する。

IV 経過措置

1. 「基本金」と「繰越収支差額」の表示（第32条、第7号様式）に伴う経過措置
 - (1) 平成26年度の決算における「基本金の部」中の科目は、平成27年度の決算における貸借対照表の「純資産の部」中の大科目「基本金」中のそれぞれ該当する小科目に表示するものとする。
 - (2) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」に表示するものとする。
 - (3) 平成26年度の決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「(何)年度消費支出準備金」は、平成27年度の決算における貸借対照表の大科目「繰越収支差額」の小科目「翌年度繰越収支差額」の前に小科目「(何)年度消費支出準備金」を設けて表示するものとする。
2. 固定資産の中科目「特定資産」を設けること（第7号様式）に伴う経過措置
平成26年度の決算における「その他の固定資産」中に個別に小科目として表示さ

れている特定資産は、そのままの科目で、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「特定資産」の小科目として表示するものとする。

3. 「消費支出準備金」の廃止（改正前の第21条）に伴う経過措置

消費支出準備金を廃止することに伴い、平成26年度末に保有していた消費支出準備金は、平成27年度の決算において取り崩し、事業活動収支計算書の「前年度繰越収支差額」の次に、小科目「(何)年度消費支出準備金取崩額」を設けて表示するものとする。

4. 「その他の機器備品」を「管理用機器備品」に名称変更することに伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の機器備品」は、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「管理用機器備品」として表示するものとする。

5. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、改正後の学校法人会計基準は平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されるため、本通知のうち、IVの1、2、3及び4に示すものについては、「平成26年度」を「平成27年度」に、「平成27年度」を「平成28年度」に、それぞれ読み替えるものとする。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係
電話 03-5253-4111（内線2539）

注記事項記載例

<例 1 >

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 ×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地 ×××円

建 物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円
有価証券(※1) ×××円
〇〇特定資産(※2) ×××円
計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度(平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	×××	×××	(△)××
株式	×××	×××	(△)××
投資信託	×××	×××	(△)××
貸付信託	×××	×××	(△)××
その他	×××	×××	(△)××
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対 象 物	種 類	当年度 (平成××年3月31日)			
		契 約 額 等	契約額等のうち1年超	時 価	評 価 損 益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

① 名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託

- ② 資本金の額 ×××円
- ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
 平成××年××月××日 ×××円 ×××株
 総出資金額に占める割合 ××%
- ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
 受入配当金××円 寄附金××円 当該会社からの長期借入金×××円
- ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(4) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場 による円換算額	換算差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(5) 偶発債務

下記について債務保証を行っている。

- 教職員の住宅資金借入れ ×××円
- 役員の銀行借入金 ×××円
- A学校法人 (姉妹校) の銀行借入金 ×××円
- B社 (食堂業者) の銀行借入金 ×××円
- 理事 (又は監事) が取締役であるC社の銀行借入金 ×××円

(6) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円

(7) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入(売上高)	×××
管理経費支出(経費支出)	×××	その他の受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××
計	×××	計	×××
純額			××

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属 性	役員、 法人等 の名称	住 所	資本 金又 は出 資金	事業内容 又は職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
理事	鈴木 一郎	—	—	A社代表 取締役	—	—	—	資金の貸 付	××	貸付 金	××
理事長××が議 決権の過半数を 有している会社	B社	東京都 ××区	××	不動産の 賃貸及び 管理他	×%	兼任 1人	不動産 の賃貸 借契約 の締結	家賃の支 払	××	敷金	××
理事	田中 二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土 地使用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

(9) 後発事象

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

	(損害額)	(契約保険金額)
建 物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

(10) 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

<例2>

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし